

一橋大学附属図書館時計台棟コモンズ利用要領

平成 24 年 10 月 1 日

改正 平成 31 年 3 月 15 日

改正 令和 2 年 2 月 10 日

附属図書館長裁定

(目的)

第 1 条 この要領は、一橋大学附属図書館（以下「図書館」という。）が設置する一橋大学附属図書館時計台棟コモンズ（以下「コモンズ」という。）の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の範囲)

第 2 条 コモンズは次の用途に利用することができる。

- 一 個人学習、グループ学習
- 二 図書館が主催するセミナー、講演会等
- 三 その他、附属図書館長（以下「館長」という。）が適当と認めるもの

(利用者の範囲)

第 3 条 コモンズを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- 一 一橋大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員（IC チップを搭載した本学の学生証又は職員証を所持する者に限る。）
- 二 館長が特に必要と認めた者

(利用可能日及び時間)

第 4 条 利用可能日及び利用可能時間は次のとおりとする。

- 一 第 2 条第一号及び第二号に基づく利用：授業期は平日の午前 8 時 40 分から午後 8 時まで、休業期は平日の午前 8 時 40 分から午後 5 時まで。ただし、図書館の開館時間に合わせることもある。
- 二 第 2 条第三号に基づく利用：平日の午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで。ただし、館長が特に認めたときはこの限りでない。

(利用許可、受付)

第 5 条 第 2 条第一号に基づきコモンズを利用するときは、特に許可を必要としない。第二号及び第三号に基づきコモンズを利用するときは、利用責任者（本学教職員に限る。）が利用日の 1 ヶ月前から 1 週間前までの間に一橋大学附属図書館時計台棟コモンズ利用申

込書を館長に提出し、許可を受けなければならない。館長は申し込みを適当と認めたときは、必要な条件を付して使用を許可する。

(利用許可の取消等)

第6条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条に基づいて利用を許可した後であっても利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- 一 管理上支障があると認めたとき。
- 二 利用者がこの要領及び許可条件に違反したとき。
- 三 申請書に記載された事項が事実と異なるとき。

(利用物品)

第7条 利用者は、コモンズの備品類を所定の手続により利用することができる。

(利用者の遵守義務)

第8条 利用者は、次の事項に留意しなければならない。

- 一 室内で火気を用いないこと。
- 二 利用後は直ちに利用前の状況に復するものとし、施設及び設備・備品等を損傷し、又は滅失したときは、利用責任者はこれを補修し、又は弁償しなければならない。

(事務)

第9条 コモンズの管理運営に関する事務は、関係係の協力を得て学術・図書部学術情報課利用者サービス係が行う。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から平成25年3月31日まで試行し、見直しを行うものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。